

# 第 377 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和 4 年 1 1 月 2 1 日（月）15:30～

場 所：福岡県有明海水産会館 大会議室  
（福岡県柳川市三橋町 271）

## 1. 開 会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議 題

- （1）農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）
- （2）漁業法第 183 条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について（報告）
- （3）農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）について（協議）
- （4）農林水産大臣管轄漁場における共同漁業権漁場の区域の各点の緯度経度表記について（説明）
- （5）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
- （6）その他

## 4. 閉 会

### 第377回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年11月21日(月) 15:30～

#### 委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	
	副会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	〃	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	

#### 臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	次 長	三浦 一雄	
	調整課課長	高安 治	
	免許調整係長	高山 涼	
	調整第一係長	川口 精二	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課課長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	淵上 哲	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	副事務局長	福島 智子	
	主事	本間 智希	

4水管第2488号

令和4年10月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】

報告対象期間: 令和3年6月1日～令和4年5月31日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価			
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況						
農共1号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	32,760日 【※】	あさり漁獲量 48,000Kg もがい漁獲量 25,000Kg にし漁獲量 15,000Kg しおふき漁獲量 26,000kg 【※】	1,685人	273人 【※】	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・保護区の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・体長制限  2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採苗器の設置、追跡調査 ・稚貝等放流、移植 ・母貝育成等による生息域拡大技術の試行 ・種苗放流  3. その他の取組 ・密漁監視	○	適切かつ有効に活用されている。			
			あさり漁業	1月1日	12月31日										
			からすがい漁業	1月1日	12月31日										
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日										
			ばい漁業	1月1日	12月31日										
			あかがい漁業	1月1日	12月31日										
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日										
			もがい漁業	1月1日	12月31日										
			にし漁業	1月1日	12月31日										
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日										
			しおふき漁業	1月1日	12月31日										
			あげまき漁業	1月1日	12月31日										
			まてがい漁業	1月1日	12月31日										
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日										
			はいがい漁業	1月1日	12月31日										
			しゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日										
			たこ漁業	1月1日	12月31日								910日 【※】	たこ漁獲量 2,000Kg 【※】	13人 【※】
			餌むし漁業	1月1日	12月31日										
		しゃこ漁業	1月1日	12月31日											
		いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日	第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日	0日				-	1,315人	1人
		三尺網漁業	1月1日	12月31日		420日 【※】	アキアミ漁獲量 12,600kg 【※】	1,315人	14人 【※】						
		あみもじ網漁業	1月1日	12月31日											
		こうもり網漁業	1月1日	12月31日											
		待網漁業(繁網及び手押網漁業)	1月1日	12月31日		720日 【※】	ガザミ漁獲量 4,000Kg イシガニ漁獲量 517Kg コウイカ漁獲量 4,285Kg あなご漁獲量 6Kg ハゼクチ漁獲量 652Kg 【※】	1,315人	12人 【※】						
かにかご漁業	1月1日	12月31日													
いかかご漁業	1月1日	12月31日													
あなごかご漁業(笠を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日													
うなぎかご漁業(笠を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日													

【※】知事免許漁場分を含む。(漁協ヒアリングにより漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。)

報告対象期間

①令和3年5月1日～令和4年4月30日(漁連)

②令和3年4月1日～令和4年3月31日(漁協)

【区画漁業権】

(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第1号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・資格審査の実施  2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃	×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第1号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	21人	0人		×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第1号	上新田漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人		×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第11号	川口漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人		×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第11号	大川漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	21人	0人		×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第11号	上新田漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人		×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第205号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚	総生産枚数 12.8億枚  総生産額 158.1億円  【※】	12人	0人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行使の内容」 (厳守事項)を公示 ・漁業権管理委員会の実施 ・資格審査の実施  2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃 ・漁場巡回監視 ・漁場調査  3. その他の取組 ・新規就業者向け研修会の開催	×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第206号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚		449人	0人		×	適切かつ有効に活用されていない。
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	6,216枚		449人	66人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,442枚		449人	70人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,334枚		449人	120人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	18,108枚		449人	194人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	12,332枚		449人	158人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	60枚		12人	4人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	20枚		20人	1人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,016枚		12人	12人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	384枚	20人	10人	○	適切かつ有効に活用されている。		

【※】知事免許漁場分を含む。

4水管第2488号  
令和4年10月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】

報告対象期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価			
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況						
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	あさり漁業 3日 はまぐり漁業 68日 かき漁業 26日 もがい漁業 40日 にし漁業 8日 【※】	あさり漁業 3kg はまぐり漁業 166kg かき漁業 455kg もがい 2,000kg にし 65kg 【※】	1,789人	あさり漁業 1人 はまぐり漁業 7人 かき漁業 3人 もがい漁業 6人 にし漁業 4人 【※】	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守  2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去)  3. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・委員会指示による採捕禁止 ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕停止 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供	○	適切かつ有効に活用されている。			
			からすがい漁業	1月1日	12月31日										
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日										
			ばい漁業	1月1日	12月31日										
			あかがい漁業	1月1日	12月31日										
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日										
			もがい漁業	1月1日	12月31日										
			にし漁業	1月1日	12月31日										
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日										
			しおふき漁業	1月1日	12月31日										
			あげまき漁業	1月1日	12月31日										
			まてがい漁業	1月1日	12月31日										
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日										
			はいがい漁業	1月1日	12月31日										
			しゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日										
			たこ漁業	1月1日	12月31日								45日	250kg	1人
			餌むし漁業	1月1日	12月31日									-	
			しゃこ漁業	1月1日	12月31日								しゃこ漁業 42日 【※】	しゃこ漁業 60kg 【※】	しゃこ漁業1人 【※】
			いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日									-	
		第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日	竹羽瀬漁業 2日	-	2人	竹羽瀬漁業 2人						
			三尺網漁業	1月1日	12月31日	三尺網漁業 20日	250kg 【※】	13人	三尺網漁業 13人						
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	あみもじ網漁業 584日	21,351kg 【※】	78人	あみもじ網漁業 76人						
			こうもり網漁業	1月1日	12月31日	こうもり網漁業 60日	326kg 【※】	37人	こうもり網漁業 36人						
			待網漁業(繁網及び手押網漁業)	1月1日	12月31日	待網漁業 1,066日	2,310kg 【※】	62人	待網漁業 60人						
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	かにかご漁業 76日	1,081kg 【※】	17人	かにかご漁業 14人						
			いかかご漁業	1月1日	12月31日	いかかご漁業 7日	3kg 【※】	4人	いかかご漁業 4人						
			あなごかご漁業(釜を使用するも)	1月1日	12月31日	あなごかご漁業 212日	1,150kg 【※】	29人	あなごかご漁業 21人						
うなぎかご漁業(釜を使用するも)	1月1日		12月31日	うなぎかご漁業 50日 【※】	35kg 【※】	18人	うなぎかご漁業 19人 【※】								

【※】知事免許漁場分を含む。(漁協ヒアリングにより漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。)

【区画漁業権】

報告対象期間: 令和3年9月1日～令和4年4月30日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,832枚	総生産枚数 17.3億枚 総生産額 221.2億円 【※】	92人	67人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守  2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、採苗日、冷凍網出庫日等) ・漁場改善のための取り組みを実施。(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等) ・組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守  3. その他の取組 ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,138枚		314人	72人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	3,139枚		123人	84人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	15,992枚		339人	256人		○	適切かつ有効に活用されている。

【※】知事免許漁場分を含む。



4水管第2546号  
令和4年10月31日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について

有明海の一部漁場については、従前より、農林水産大臣が漁業の免許に関する権限を行使してきたところである。

このたび、令和5年度の漁業権切替え時期を迎えるにあたり、貴県知事及び貴県有明海区漁業調整委員会会長より、今後の農林水産大臣管轄漁場の取扱いについて要望を受けたことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条の規定に基づき、現在、漁業権の内容たる漁業の免許を行っている漁場について、貴県知事の免許に関する権限を行うこととしてよろしいか、伺う。

4水管第2546号  
令和4年10月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について

有明海の一部漁場については、従前より、農林水産大臣が漁業の免許に関する権限を行使してきたところである。

このたび、令和5年度の漁業権切替え時期を迎えるにあたり、貴県知事及び貴県有明海区漁業調整委員会会長より、今後の農林水産大臣管轄漁場の取扱いについて要望を受けたことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号）第183条の規定に基づき、現在、漁業権の内容たる漁業の免許を行っている漁場について、貴県知事の免許に関する権限を行うこととしてよろしいか、伺う。

## <参照条文>

### ○漁業法

(管轄の特例)

第百八十三条 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

- 2 都道府県知事の管轄に属する漁場(政令で定める要件に該当するものに限る。)において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

### ○漁業法施行令

(農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等)

第二十条 法第百八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項(同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。)、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項(これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条(法第七十六条第三項において準用する場合を含む。)、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項(これらの規定を法第八十八条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。)、第八十七条(法第八十八条第四項において準用する場合を含む。)、第八十八条第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。))並びに第八十九条第一項(法第八十八条第四項において準用する場合を含む。))及び第三項(法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項(これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定(これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。))並びに法第百六条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。))の規定による権限とする。

- 2 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

令和4年11月21日  
九州漁業調整事務所

## 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）

漁業法第183条の規定に基づき、農林水産大臣が福岡県知事及び佐賀県知事の免許に係る権限を直接行使してきた福岡県・佐賀県（以下「両県」という。）の有明海地先の漁場（以下、「農林水産大臣管轄漁場」という。）における共同漁業権及び区画漁業権は、令和5年8月末日にて存続期間が満了することとなる。

これらの漁業権について、両県は、存続期間の満了後も引き続き、農林水産大臣が両県知事の権限を行使することを要望していることから、農林水産大臣は、漁業法第183条等の規定に基づき、以下の方針により、海区漁場計画を作成することとする。

### 1. 全般的な考え方

海区漁場計画には、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう漁業権を設定するものとする。この際には、当該漁業権に係る自然的・社会経済的条件に関して必要な調査を実施した上で、漁場利用の実情に応じて、免許の要否及び内容見直しの検討を行う。特に、適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権については、海区漁場計画には含めないこととする。

また、現在、既存漁場において適切かつ有効に活用されている漁業権については、それとおおむね等しい漁業権を設定するものとする。

なお、農林水産大臣管轄漁場は、両県に隣接した漁場であることから、有明海全体の漁場の有効利用にも資するよう、両県との連携を図るものとする。

### 2. 漁業権ごとの考え方

現在、農林水産大臣管轄漁場においては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業が1件、第一種区画漁業（のりひび建養殖業）が13件、第一種区画漁業（かきひび建養殖業）が1件、第三種区画漁業（かき養殖業）が1件の、計16件の漁業権が免許されている。

#### (1) 共同漁業権（農共第1号）

共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況には差はあるものの、資源状況等に応じた操業が行われている状況にあることから、農共第1号は適切かつ有効に活用されているものと判断できる。このため、引き続き共同漁業権を海区漁場計画に設定する。

##### ① 第一種共同漁業

第一種共同漁業権の内容たる漁業については、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。また、一部の漁業は現在資源量の減少や資

源管理措置の実施により生産がないものの、今後の資源の回復次第で操業する見込みである。

このため、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

## ② 第二種共同漁業

第二種共同漁業権の内容たる漁業について、各漁業によって行使状況に差はあるものの、一定の行使がされている状況にある。

ただし、「竹羽瀬漁業」については、当該漁業に用いる漁具が大規模なものであり、敷設に際しては非常に労力を要するとともに、その行使者の高齢化によって、操業実態が確認できず、今後も行使する可能性がないと判断される。

このため、「竹羽瀬漁業」については漁業権の内容に含めないこととし、「竹羽瀬漁業」以外の漁業は、現行漁業権の内容たる漁業と同じ漁業を設定することとする。

なお、条件については、「竹羽瀬漁業」に関するものを除き、前回免許時からの状況の変化は特段ないことから、現行どおりとする。

○農共第1号：引き続き設定。ただし、第二種共同漁業から「竹羽瀬漁業」を削除。

## (2) 区画漁業権

### ① 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）（農区第201号から213号）

農林水産大臣管轄漁場はのり養殖に適し、両県の有明海地区は全国有数の産地として我が国ののり養殖生産の維持発展に大きく寄与している。

#### ア 農区第201号から204号、207号から213号

それぞれの行使状況を調査した結果、一定の養殖生産があり漁場が活用されていることから、適切かつ有効に活用されているものと判断できる。自然的条件にも特段の変化はなく、漁場の総合的な利用を図り、漁業生産力を維持発展するため、引き続き海区漁場計画に設定するものとする。

#### イ 農区第205号及び206号

行使状況を調査した結果、操業実態が確認できなかったことから法第91条に基づく指導を行っており、今後の操業も見込まれず、漁場環境としても養殖適地ではなくなっているため、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第201号から204号、207号から213号：引き続き設定

○農区第205号及び206号：設定しない

### ② 第一種区画漁業（かきひび建養殖業）及び第三種区画漁業（かき養殖業）（農区第1号（農区第11号））

これらの漁業は、当該漁場にて豊富に浮遊する天然かき幼生（種苗）を、竹等を束ねた「ひび建て」により付着させ、一定の大きさまでひびで育てた上、それらを収穫し、

海面下に蒔いてかき養殖を行う養殖形態であることから、かきひび建養殖業とかき養殖業を重複して免許している。

しかしながら、行使状況を調査した結果、漁場環境の変化によって稚貝の蒔き付けにとって不適な環境となっており、漁場の行使ができていない状況にあったことから法第 91 条に基づく指導を行っている。今後の漁場利用についても、当該漁業権の行使が見込まれないことから、海区漁場計画には設定しないこととする。

○農区第 1 号（農区第 11 号）：設定しない

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 (基点第1号と基点第2号と結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 ((ア) から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 ((ア) から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 (基点第4号と (ア) を結ぶ直線上、基点第4号から1,000メートルの点)

基点第1号 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 (福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第2号 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 (佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第3号 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 (福岡県熊本県の境界四ツ山山上、大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第4号 北緯〇度〇分〇秒東経〇度〇分〇秒 (佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

以下略

# 協 定 書

平成30年6月18日



## 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市セツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

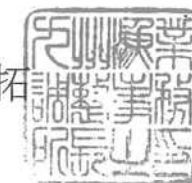
徳永 重昭

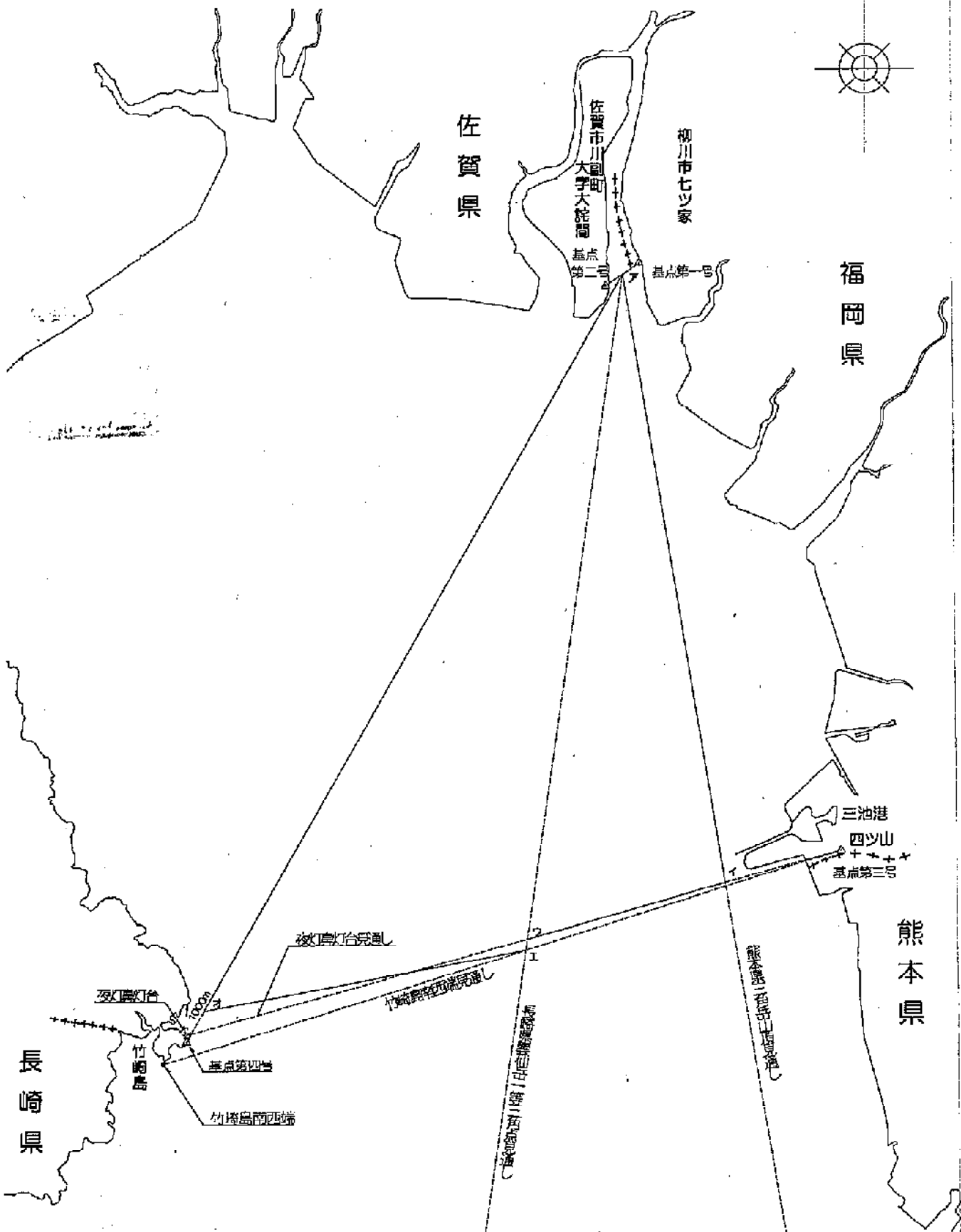
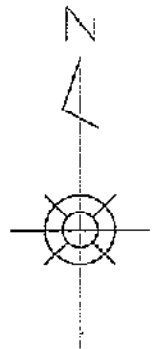


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

# 確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

## 記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)  
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓

